

三重県知事
鈴木英敬 様

震災がれきの広域処理に関する再申入れ

平成24年 9月27日
特定非営利活動法人
廃棄物問題ネットワーク三重
代表理事 吉田ミサヲ
三重県伊賀市木興町 1064-286
電話・FAX 0595-21-3222

初秋の候 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、平成24年8月8日に「震災がれきの広域処理に関する緊急申入れ」平成24年8月20日に「岩手県久慈市からの2000トン受け入れに関する申入れ」に対して平成24年8月24日付の郵送で三重県知事 鈴木英敬様より申入れ回答（環生第18-199号）が8月25日に廃棄物問題ネットワーク三重 代表理事 吉田ミサヲ宛に到着いたしました。回答の内容を確認させていただきました結果、私どもの申入れに正確かつ具体的に回答されていませので再度申入れをさせていただきます。回答は平成24年10月10日までに書面にて、各項目別にご回答いただきますようお願い申し上げます。

1、岩手県久慈市から三重県までの長距離の費用をかけて震災がれきを搬入する必要性について

- ① 県の回答は、「環境省からの広域処理の要請を受けて対応しているところようです。」とされていますが、なぜ住民の反対を無視して、三重県が環境省の要請を受け入れなければならないのか。
- ② 8月7日の鈴木三重県知事の定例会見に対して、山中松阪市長は「広域処理を受け入れてもらう必要はもうないと岩手県から責任ある回答を得ている。」また、「県内では引き受け自治体も処理量も何も決まっていないのに被災地に対して迷惑を掛けることにならないか」と述べており、私たちは、平成24年9月1日に松阪市役所を訪問し、山中松阪市長に面談し確認をしましたところ同じ回答をいただきました。松阪市長のコメントについて鈴木三重県知事としてどのような見解をお持ちですか。
- ③ 必要性のないものをなぜ、長距離輸送をして公金の適正な使用と言えますか。
- ④ 当県は岩手県の広域処理に関する「最優先自治体等」として位置づけられました。とありますが、最優先自治体に位置づけられたのは三重県が受け入れを表明したためであり、国が勝手に位置づけたわけではありません。受け入れを表明した根拠は何か。

- ⑤ 久慈市を含む地域では、平成 24 年 4 月 10 日、(株)奥村組他 3 社による J V に 2.8 億 3500 万円で「久慈地区災害廃棄物破砕・選別等業務委託」(処理対象がれき量 79、750 トン)が随意契約で発注されています。その業務の中で久慈市分の広域処理対象分が何トンか。

2、広域処理の妥当性について

- ① 当県が定めた「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」は、「策定にあたって学識者にご意見をいただき・・・」とありますが、三重県における学識経験者の氏名、所属、議事録など検討経過や内容は公表されているのでしょうか。公表されているのであればその資料を添付してください。また公表されていないのであればなぜ、公表をしないのか。その理由をご説明してください。
- ② 「安全性は十分に確保できると考えています。」とありますが、公表されているデータでは、がれきのポリウム、採取方法、なぜサンプルが全体の線量を代表できるのかの根拠が不明である。安全性について、鈴木知事は、何を根拠に安全と言われるのか。

3、経済的妥当性について

- ① 「環境省の説明資料によると仮設焼却炉での処理と広域処理は概ね同程度の額」ということですが、具体的に処理費用を示してください。例えば、仮設焼却炉での処理は一基日量何トンでどれぐらいの費用がかかり、また、久慈市から三重県熊野市までの輸送費はいくらかかるのか。また輸送手段でトン当たりいくらかかるのか。明確に示していただく必要があります。
- ② なぜ、三重中央開発社の一社に決定をしたのか。ここでの費用はいくらかかるのか。全体を積算して本当に概ね同額なのかを明確に提示していただきたい。

4、地元意見の正当性について（意思決定の正当性について）

- ① 三重県が独自基準を検討するに際して、市民代表や第三者的な専門家の意見を聞く機会があったのか。また、議論は開かれた場で行われたのかどうか。
- ② どのような形の説明会及び地元の合意形成をされたのか、経過と結果をご説明ください。
- ③ そもそも、一般廃棄物として市町村の焼却炉を使用するというのであれば、市町村の自治事務として市町村が市民と共に議論して結論を出すのが筋であり、県が上から要請したり先に決めてしまうのは地方自治をないがしろにする行為と言えます。
- ④ 「災害廃棄物の広域処理に係る問い合わせの回答」として、平成 24 年 9 月 20 付け

で久慈市長山内隆文様より吉田ミサヲあてに回答が来ています。返事の中で、「実際の処理開始にあたっては、受入れ先の自治体及び住民の合意を得る事はもちろんですが、受入れに係る諸条件の協議、コストを含めた総合的な合理性の検討が必要と考えており、これら受入れ体制が万全に整った場合に広域処理をお願いしたいと考えております。三重県様に関しましては、現時点では受入れ先が未定であるため、前述の検討・協議ができていない状況にあり、久慈市としても処理工程の立案に不安を感じているところであります。」と久慈市長が返答しています。これでも受け入れを強行するのでしょうか。

- ⑤ 平成 24 年 9 月 26 日付けの朝日新聞・伊賀版に「岩手へ現地視察・伊賀市民と県・市職員」と報道されています。その内容は、「伊賀市内の住民 10 人と県・市の担当者職員ら計十数人で岩手県久慈市への日帰り視察を実施した。旅費は約 100 万円、今回の視察は、公表されておらず、どういった住民が参加しているかなど県は明らかにしていない。また伊賀市の内保博仁市長は、「県が働きかけて住民を連れて久慈市に向かったと聞いている。焼却灰は県が廃棄物処理会社に要請している。県が同社と合意しても、地元住民の合意をえられなければ、受け入れることはできない」と話したとあります。

- ・ この新聞の記事は事実でありますか。
- ・ 事実とするならば、誰が何の目的で行ったのか。また、なぜ公表しないのか。
- ・ 視察費用の約 100 万円はどこから出されたのか。
- ・ 伊賀市の内保博仁市長の「地元住民の合意をえられなければ受け入れることは出来ない」とのコメントに対して、県はこれを無視して受け入れをするのか、ご説明をしてください。回答漏れのないようによろしくお願い申し上げます。以上